

千葉市NPO法人活動紹介シート

提出日:平成 30年 3月 28日

1 法人名	認定特定非営利活動法人 千葉県就労支援事業者機構	
2 代表者氏名	早川 恒雄	
3 主たる事務所の所在地	千葉市中央区新宿1-5-8 中村会計ビル4階	
4 従たる事務所の所在地	—	
5 法人の連絡先	電話番号 043-243-0086 メールアドレス chibakenkikou@titan.ocn.ne.jp	
6 法人ホームページURL	—	
7 活動の目的	本機構は、犯罪者や非行少年(更生保護事業法第2条第2項各号に掲げる者及びこれに準ずる者をいう。以下「犯罪者等」という。)が善良な社会の一員として更生するためには、就職の機会を得て経済的に自立することが重要であることに鑑み、事業者の立場から犯罪者等の就労を支援し、犯罪者等が再び犯罪や非行に陥ることを防止することにより、犯罪者等の円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現を図り、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。	
8 活動内容、活動場所など	① 刑務所出所者, 少年院出所者等に対する就労支援 ② 犯罪や非行を犯した人を雇用し, 立ち直りを助ける「協力雇用主」の獲得 ③ 「協力雇用主」に対する研修 ④ 「協力雇用主」への給与支払いの助成 ⑤ 「協力雇用主」への見舞金の支給 ⑥ 刑務所出所者等に対する就労支援金の給付 ⑦ 犯罪予防を図るための世論の啓発及び広報	
9 得意な活動分野 (2つ選択してください。)	17-3 就労支援	17-2 雇用促進

10 法人からのPR
(今後の活動、募集情報など)

平成30年度は、安心安全な社会が企業や家庭におけるあらゆる活動の基盤であることから、引き続き刑務所出所者等に対する適切な就労支援と、円滑に社会の一員として戻れるよう諸々の支援を積極的に推進する。

また、法務省より5年目となる就労支援事業を受託し

各地区保護司会やハローワーク等の関係機関、更には

県や市町村とも連携し、引き続き業種・雇用条件等バランスの取れた協力雇用主開拓を行うとともに、刑務所出所者等に対するきめ細やかな支援と早期就労の実現を図る。

刑務所出所者等を雇用していただける「協力雇用主」

あるいは雇用はできないが本機構の会員として年会費を払って協力していただける企業、個人、団体を募集しています。

ご一報いただければ千葉県内どこへでもご説明にうかがいます。